

令和00年00月00日

道路法第24条に基づく工事承認申請書

久山町長 殿

申請人

住所

久山町大字00 0000番地

氏名

久山 太郎

電話

092 (976) 0000

施工業者

住所

久山町大字00 0000番地

氏名

00建設株式会社
代表取締役 00 00
担当: 00 00

電話

092 (976) 0000

次のとおり工事を施工したいので必要書類を添えて申請します

場 所	糠屋郡久山町大字 00 0000番地			
工 事 目 的	宅地への出入りの乗入口を変更するため			
路線名	道路復旧面積			
種別	延長	幅	面積	
町道 00 (役場窓口で確認できます)	0 ランク	5.2 m	2.5 m	13 m ²
設置物件	設置数量			
歩車道境界ブロック 一般部 歩車道境界ブロック 切下部 歩車道境界ブロック 乗入部 車止め ポストコーン	L=2.0m N=2箇所 L=2.0m N=2箇所 N=1箇所			
工事期間	添 付 書 類			
自 令和 0 年 0 月 0 日	位置図、平面図、断面図、求積図、構造物構造図 交通規制図、その他(現場写真)			
至 令和 0 年 0 月 0 日	日間			
その他調整				
公共交通機関担当課(経営デザイン課)との協議			(済) イコバスのルートではない)	

(承認条件)

1. 工事は申請の設計図書、仕様書及び本町の指示を厳守の上施工すること。
2. 申請人及び施工者は、工事に際して地下埋設物の有無を確認の上、破損無きよう施工すること。又、工事により本町又は、第三者に損害を与えた場合は、自費をもって直ちに原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
3. 工事については、承認を受けた範囲を越えて施工しないこと。又、承認後において設計内容の変更が必要となった場合、又は工事の為道路及び道路の付属物、地下埋設物等に破損を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるときは直ちに本町又は埋設物の管理者に連絡し、その指示を受けて必要な措置を講ずること。
4. 工事により撤去した道路の付属物等(現場発生物品)は、本町の都市整備課に返納すること。但し本町が返納不要と指示した場合は、施工者で処理すること。
5. 道路の掘削により生じる土砂、アスファルト、コンクリート等、廃棄物の処理については、不法投棄等、違法に処理することなく廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守し適正に措置すること。
6. 工事着手、完了の際は本町に届け出、その指示検査を受けること、もし不的確な部分があるときは、検査員の指示どおりに自費をもって施工すること。
7. 承認を受けた者は、承認事項及び承認条件については無論、道路法等関係法令に従うとともに、工事中の保安維持に充分気をつけること。
8. 当該工事により設置された物件は、完成検査合格後、無償にて本町の所有に属するものとする。
- 所轄警察署の道路使用許可を受けてその条件を厳守すること。
上記に違反した場合は、道路法第71条の規定に基づき承認の取消し、原状回復等の監督処分を受けることがあるので申し添えます。

年 月 日			
道 路 法 第 2 4 条 に 基 づ く 工 事 承 認 申 請 書			
久山町長 殿	申請人	住所	
		氏 名	
		電 話	()
	施工業者	住 所	
		氏 名	
		電 話	()
次のとおり工事を施工したいので必要書類を添えて申請します			
場 所	糟屋郡久山町大字		
工事目的			
路線名	道路復旧面積		
	種別	延長	幅 面 積
		ランク	m m m m ²
設置物件		設置数量	
工事期間		添 付 書 類	
自	年 月 日	位置図、平面図、断面図、求精図、構造物構造図	
至	年 月 日	交通規制図、その他(現場写真)	
その他調整			
公共交通機関担当課(経営デザイン課)との協議		(済 ・ イコバスのルートではない)	

(承認条件)

1. 工事は申請の設計図書、仕様書及び本町の指示を厳守の上施工すること。
 2. 申請人及び施工者は、工事に際して地下埋設物の有無を確認の上、破損無きよう施工すること。又、工事により本町又は、第三者に損害を与えた場合は、自費をもって直ちに原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
 3. 工事については、承認を受けた範囲を越えて施工しないこと。又、承認後において設計内容の変更が必要となった場合、又は工事の為道路及び道路の付属物、地下埋設物等に破損を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるときは直ちに本町又は埋設物の管理者に連絡し、その指示を受けて必要な措置を講ずること。
 4. 工事により撤去した道路の付属物等(現場発生物品)は、本町の都市整備課に返納すること。但し本町が返納不要と指示した場合は、施工者で処理すること。
 5. 道路の掘削により生じる土砂、アスファルト、コンクリート等、廃棄物の処理については、不法投棄等、違法に処理することなく廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守し適正に措置すること。
 6. 工事着手、完了の際は本町に届け出、その指示検査を受けること、もし不的確な部分があるときは、検査員の指示どおりに自費をもって施工すること。
 7. 承認を受けた者は、承認事項及び承認条件については無論、道路法等関係法令に従うとともに、工事中の保安維持に充分気をつけること。
 8. 当該工事により設置された物件は、完成検査合格後、無償にて本町の所有に属するものとする。
- 所轄警察署の道路使用許可を受けてその条件を厳守すること。
上記に違反した場合は、道路法第71条の規定に基づき承認の取消し、原状回復等の監督処分を受けることがあるので申し添えます。